

(参考)

ワンストップ特例制度手続きの流れ

1. ワンストップ特例制度を希望される方に、島根県NPO活動推進室から、寄附者に対して申請に必要な書類をお送りします。

<県から寄附者にお送りする書類>

- ① 申告特例申請書の様式
- ② 個人番号保管票の様式



2. 寄附者から、島根県NPO活動推進室に対して、以下の書類①～④を郵送（親展）で寄附をした年の翌年の1月10日までにお送りいただくことが必要です。

<県に郵送（親展）にてお送りいただく書類>

- ① 申告特例申請書
- ② 個人番号（マイナンバー）を確認できる書類（次の（ア）～（ウ）のうちいずれかの書類）
 - （ア）個人番号カードの写し（表面と裏面）
 - （イ）通知カードの写し（表面のみ。記載事項の変更があった場合は裏面も必要）
 - （ウ）個人番号が記載された住民票の写し
- ③ 身元確認書類（次の（ア）又は（イ）のいずれかの書類）
 - ※ただし、②で個人番号カードの写しをお送りいただいた場合は、身元確認書類の提出は不要です。
 - （ア）写真のある書類（運転免許証、パスポートなどの写し）……………1点必要
 - （イ）写真のない書類（健康保健被保険者証、年金手帳などの写し）…2点必要
- ④ 個人番号保管票



3. 県から寄附者の住所地の市区町村長に対し、寄附者から島根県に対して寄附を受けた旨の通知を行います。

※注）寄附者の住所地に変更があった場合は、島根県NPO活動推進室に対し、以下の書類をお送りいただく必要があります。

（寄附をした年の翌年の1月10日までに送付が必要です。）

- ① 申告特例申請変更届出書